

事務連絡
令和5年6月30日

国立教育政策研究所担当課
科学技術・学術政策研究所担当課
各国公立大学法人担当課
独立行政法人大学入試センター担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構担当課
大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を
設立する各地方公共団体担当課
各大学共同利用機関法人担当課
各文部科学省関係研究開発法人担当課

御中

文部科学省科学技術・学術政策局
参事官（国際戦略担当）

研究インテグリティの確保のためのリスクマネジメントについて（周知）

標記について、研究の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対するチェックリスト（雛形）（以下「チェックリスト」という。）の更新を含め、別紙のとおり内閣府より研究インテグリティの確保のためのリスクマネジメントに係る文書が送付されましたので通知します。

チェックリストは、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）に基づき、大学・研究機関等における研修や理解醸成、自己点検等に御利用いただくものです。

今般、別紙のとおり、研究インテグリティ確保のための適切なリスクマネジメントを実施するために整備すべき仕組みが示されるとともに、当該仕組みを明確化するためにチェックリストが更新されました。つきましては、別紙の内容に基づき、引き続き、研究インテグリティ確保のための適切なリスクマネジメントを実施していただくようお願いいたします。

なお、別紙に掲げられた仕組みの整備状況については、今後、内閣府によるフォローアップ調査が予定されていますので、御承知おきください。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、大学共同利用機関法人におかれてはその設置する大学共同利用機関に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

【参考】

「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（抄）

研究者やその所属機関の管理部門向けのチェックリストの雛形を作成して、公表・配布し、大学・研究機関等での研修での利用を促す。また、国際動向も踏まえつつ、チェックリストの雛形については諸外国とも調和のとれたものとなるよう、適時更新する。

【本件連絡先】

文部科学省科学技術・学術政策局参事官（国際戦略担当） 付
電話 03-5253-4111（内線4053, 3989）
メールアドレス kagkoku@mext.go.jp

府科事第790号
令和5年6月29日

文部科学省高等教育局長 殿
研究開発法人所管府省担当局長 殿

研究インテグリティの確保のためのリスクマネジメントについて

内閣府科学技術・イノベーション推進事務局統括官
(公 印 省 略)

令和5年6月15日、国立研究開発法人産業技術総合研究所の職員が、不正競争防止法違反の容疑で逮捕されたことを踏まえ、令和5年6月20日付で内閣府特命担当大臣（科学技術政策）から貴局長宛てに別添1の通知を发出致しました。

当該通知で確実な実行が必要とされている適切なリスクマネジメントを実施するためには、大学や研究機関において以下の仕組みの整備が重要です。

- ① 大学や研究機関が、所属する研究者・職員から報告を受ける研究活動の透明性の確保に係る情報（職歴・研究経歴、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）、外部機関から受けている各種の支援）や海外への渡航の情報について、技術流出等のリスクのレベルに応じて、別途入手可能な情報等との比較など必要な確認を行う仕組み
- ② 大学や研究機関がリスクを懸念する場合に、情報を把握し、対処する仕組み

このため、上記の観点から、貴府省が所管する大学や研究機関において、研究インテグリティの確保のための確実なリスクマネジメントに関する取組を進めていただきますようお願いいたします。

なお、これらの点について明確化するため、大学や研究機関向けの「研究の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対するチェックリスト（雛形）」を改定

致しましたのでご活用ください。

(別添資料)

1. 研究インテグリティの取組の徹底について（令和5年6月20日）
2. [大学・研究機関向け] 研究の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対するチェックリスト（雛形）（令和5年6月29日改定）

【本件連絡先】

内閣府科学技術・イノベーション推進事務局参事官（国際担当） 付
電話 03-6257-1328

(別添1)

令和5年6月20日

文部科学省高等教育局長
研究開発法人所管府省担当局長 殿

研究インテグリティの取組の徹底について

内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、経済安全保障担当大臣
高市 早苗

令和5年6月15日、国立研究開発法人産業技術総合研究所の職員が、不正競争防止法違反の容疑で逮捕されました。本件を踏まえ、私から、本日6月20日（火）の閣僚懇談会において、別紙のとおり発言を致しました。

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第41条第2項では、研究開発法人及び大学は、「その研究開発の成果について、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる国外流出の防止に努める」こととされているほか、特に国立研究開発法人及び国立大学法人職員についてはそれぞれの個別法等において守秘義務と罰則が課されるなど、厳格な技術流出管理が求められています。

これらの法律の定めを遵守するためにも、大学や研究機関においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）に示されているように、所属する研究者の人事及び組織のリスク管理として必要な情報（職歴・研究経歴、兼業等の所属機関・役職等）の報告・更新を適切に受けるとともに、そのための利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、報告、更新を受けた情報に基づき、適切なリスクマネジメントを確実に行うことが必要です。

技術流出事案の発生防止へ向け、貴府省が所管する大学や研究機関において、改めて研究インテグリティの確保を徹底いただくようお願い致します。

以上

大学・研究機関等向け

研究の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対するチェックリスト(雛形)

1. 全般的な事項

- 所属する研究者・職員が、外国の機関・大学等との共同研究や交流等（資金、施設・設備・機器等の物品、人材の受入れを含む。）に伴う、利益相反・責務相反が適切に管理されないリスク、技術流出・情報流出につながるリスク、信頼の低下リスク(※)等のリスク（以下単に「リスク」という。）に留意するとともに、必要に応じて機関として適切な対応をとることを求める仕組みがありますか？
 - ✓ 所属する研究者・職員がリスクを懸念する場合に、相談する窓口はありますか？
 - ✓ 所属する研究者・職員に対して、機関としてリスクに関する教育・研修を行う機会はありますか？
 - ✓ 機関がリスクを懸念する場合に、情報を把握し、対処する仕組みはありますか？

※ 例えば、研究公募への応募において、研究者が、海外では制限が講じられている外国機関との共同研究の情報を提出しなかったことにより、虚偽記載や利益相反を疑われるような事態になり、本人の信頼が低下するリスク

- 所属する研究者・職員から、研究活動の透明性の確保に係る情報（職歴・研究経歴、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。））、外部機関から受けている各種の支援）について、機関の規程等に基づき、報告等を受けマネジメントを行っていますか？
 - ✓ 研究者・職員から提出された情報について、技術流出等のリスクのレベルに応じて、別途入手可能な情報等との比較など必要な確認をする仕組みがありますか？
 - ✓ 研究者・職員が何らかの関係を持つ外部機関のリスクレベルが変化した場合に、改めてリスク評価をしないおす仕組みがありますか？

2. 外国の機関・大学等との連携・契約や、外国からの報酬・物品の提供に係る手続きに関する事項

- 所属する研究者・職員が、外国の機関・大学等と連携・契約において覚書（Memorandum of Understanding: MOU）等の書面を交わす際、機関の規程等に基づき、機関として確認や判断を行うなど適切な手続きを実施していますか？
 - ✓ 確認の際、書面の提示を求めていますか？
 - ✓ 確認の際、連携・契約における自らの機関および相手方の参加メンバーの提示を求めていますか？
 - ✓ 相手方の組織や参加メンバーについて、外国ユーザーリストや他国のエンティティリスト、および別途入手可能な情報との比較などによるリスク評価を行っていますか？
 - ✓ 機関がリスクを懸念する場合に、情報を把握し、対処する仕組みはありますか？
 - ✓ 所属する研究者・職員から、書面を交わす前に相談を受ける窓口は機関内にありますか？

- 所属する研究者・職員が外国の機関・大学等から補助金や助成金・報酬（※）・物品の提供を受ける際、機関として適切に報告等を受ける仕組みはありますか？
 - ✓ 所属する研究者・職員がリスクを懸念する場合に、研究者・職員から相談を受ける窓口はありますか？
 - ✓ 機関がリスクを懸念する場合に、情報を把握し、対処する仕組みはありますか？

※ 報酬：奨励金、兼務の給与、賞金、贈答品、寄附金、出張費、講演料、執筆料等

- 所属する研究者・職員が外国の機関・大学等と長期間にわたって連携・契約している場合、相手方の参加メンバーや共同で行う研究内容に実質的な変化があった場合に、その内容について当該研究者・職員から適切に報告等を受ける仕組みはありますか？

- ✓ 外国の機関・大学等との連携・契約に関して、所属する研究者・職員が上述のリスクを懸念するようになった場合に、研究者・職員から相談を受ける窓口はありますか？
- ✓ 機関がリスクを懸念する場合に、情報を把握し、対処する仕組みはありますか？
- 外国の機関・大学等との書面を交わさない連携や報酬・物品の提供の無い連携を行う場合であってもリスクがあることについて、所属する研究者・職員が認識を深める仕組みはありますか？
 - ✓ 上述のリスクが懸念されるようになった場合に、所属する研究者・職員から相談を受ける窓口はありますか？
- 所属する研究者・職員が特定の外国に長期の出張や高頻度な出張を行う場合、その内容・目的を機関として適切に把握する仕組みはありますか？
 - ✓ 出張先の組織や参加メンバーについて、外国ユーザーリストや他国のエンティティリスト、および別途入手可能な情報との比較などによるリスク評価を行っていますか？
 - ✓ 研究者・職員から提出された情報について、技術流出等のリスクのレベルに応じて、別途入手可能な情報等との比較など必要な確認をする仕組みはありますか？
- 外国の機関・大学等と共同で行う研究において、どのような成果物が得られるかを、所属する研究者・職員が適切に理解するよう認識を深める仕組みはありますか？
 - ✓ 外国の機関・大学等と共同で行う研究の過程において、所属する研究者・職員は、我が国の安全保障や経済・社会に悪影響を及ぼす等の共同研究の目的外使用をされるリスクがあり得ることに留意することができますか？
 - ✓ 当該リスクが懸念されるようになった場合に、所属する研究者・職員から相談を受ける窓口はありますか？

3. 外国の機関・大学等との連携・契約の相手方に関する事項

- 所属する研究者・職員が、外国の機関・大学等と連携・契約する場合、その組織や相手方の参加メンバーについての情報、連携・契約の目的を適切に確認していますか？
 - ✓ 相手方の組織や参加メンバーについて、外国ユーザーリストや他国のエンティティリスト、および別途入手可能な情報との比較などによるリスク評価を行っていますか？
 - ✓ 機関がリスクを懸念する場合に、情報を把握し、対処する仕組みはありますか？